

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の趣旨

保護施設等の設備及び運営に関する基準については、生活保護法及び社会福祉法により、厚生労働省令を基準として各都道府県等が条例で定めることとされている。

今般、厚生労働省において、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和3年3月31日に公布され、同年8月1日から施行することとされているところである。

この改正に伴い、本県において定めている条例も一部改正を行う。

2 改正予定条例

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）

3 施行日（予定）

令和3年8月1日（予定）（一部、経過措置有り。）

4 県独自の基準

今回の改正に伴う県の独自基準はなし。（国の改正内容に準拠する。）

5 改正案（概要）

- (1) 職員の就業環境に係る適切なハラスメント対策に関する規定を定める。
- (2) 業務継続計画の策定等に関する規定を定める。
- (3) 災害対応時における地域住民との連携に関する規定を定める。
- (4) 感染症等の発生の予防及びまん延防止の措置に関する規定を定める。
- (5) その他所要の改正を行う。
- (6) この条例は、令和3年8月1日から施行する。（ただし、上記(2)及び(4)は令和6年3月31日までの経過措置有り。）